

経営継続補助金（農林水産省）



○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

○対象者 **農業者（個人・法人）**

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受ける必要があります。

○補助上限額

・単独申請	150万円
・グループ（共同）申請	
150万円×参画する農業者の数 上限 1,500万円	

< 補助の対象となる経費 > （単独申請の例）

① 経営継続に関する取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**
補助上限額 **100万円**

② 感染拡大防止の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**
補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和3年2月末まで）に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法 (ネット販売、無人販売など) の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

※ 接触機会を減らす省力化機会等の例



農薬散布用ドローン



野菜苗移植機



果実等自動選別機



発情発見装置

「支援機関」が農業者等の申請や事業の実施をサポートします。
まずは電話でお問い合わせください。

申請相談窓口 (支援機関) (平日: 9時~17時)

JA組合員の方

- 各農業協同組合 (各農業協同組合にお問い合わせください)

JA組合員以外の方

- 山梨県農業経営相談所 (各農務事務所)

中北農務事務所	農業農村支援課	0551-23-3292
峡東農務事務所	農業農村支援課	0553-20-2707
峡南農務事務所	農業農村支援課	055-240-4116
富士・東部農務事務所	農業農村支援課	0554-45-7806

- 山梨県農政部担い手・農地対策課 055-223-1621